

令和 8 年 8 月 1 8 日

報 道 各 位

敦賀市総務部総務課

市庁舎等開庁時間の見直しについて

窓口業務における労務環境を改善し、職員の働き方改革を進めるとともに、見直しにより確保した時間を業務改善や政策立案等に活用し、組織の生産性の向上を図ることを目的として、市庁舎等の開庁時間を下記のとおり見直すこととしましたのでお知らせします。なお、職員の勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）に変更はありません。

開庁時間の見直しに当たり、証明書等の電子申請サービスの拡充やコンビニ交付サービスの利用促進などにより、市民の利便性の確保に取り組みます。

記

1 対象施設

(1) 市役所本庁舎（防災センター含む）、健康センター（はぴふる）

現在	見直し後
8時30分～17時15分	9時00分～16時45分

(2) 子育て総合支援センター、栗野子育て支援センター

区分	現在	見直し後
平日	8時30分～17時15分	9時00分～17時00分
土曜日	8時30分～12時30分	9時00分～12時15分

(3) 敦賀児童館、松原児童館

現在	見直し後
8時30分～17時15分	9時00分～17時00分

2 実施日 令和8年12月1日

3 電話対応 電話対応時間は現在と同様に、午前8時30分から午後5時15分までとします。電話対応時間外及び休日は自動音声案内により対応時間をご案内します。なお、代表電話については、これまでどおり警備員が対応します。

担当：総務部総務課
酒谷 油野
(0770) 22-8101

庁舎開庁時間の見直しについて

令和 8 年 8 月

1 開庁時間見直しの目的

● 目的

窓口業務における労務環境を改善し、職員の働き方改革を進めるとともに、見直しにより確保した時間を業務改革や政策立案等に活用し、組織の生産性の向上を図ることを目的とします。

■働き方改革の推進

窓口業務の準備や閉庁後の片付け・事務処理等を勤務時間内で実施できる環境を整え、職員の働き方改革を推進します。

■業務効率化・サービス向上

開庁時間の見直しにより確保した時間を業務改革や政策立案等に活用し、業務効率化やサービス向上に向けた取組の推進を図ります。

2 開庁時間見直しの背景と課題

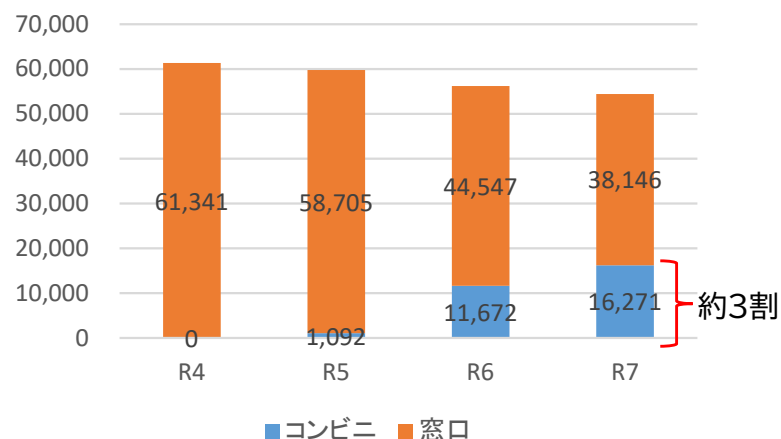
● 「勤務時間＝開庁時間」による構造的な課題

本市の開庁時間は、職員の勤務時間と同じ「8時30分から17時15分まで」としているため、窓口業務の準備や後片付けについては時間外勤務を前提とする運用になっている状況です。

● 窓口サービス利用環境の変化とデジタル化の推進

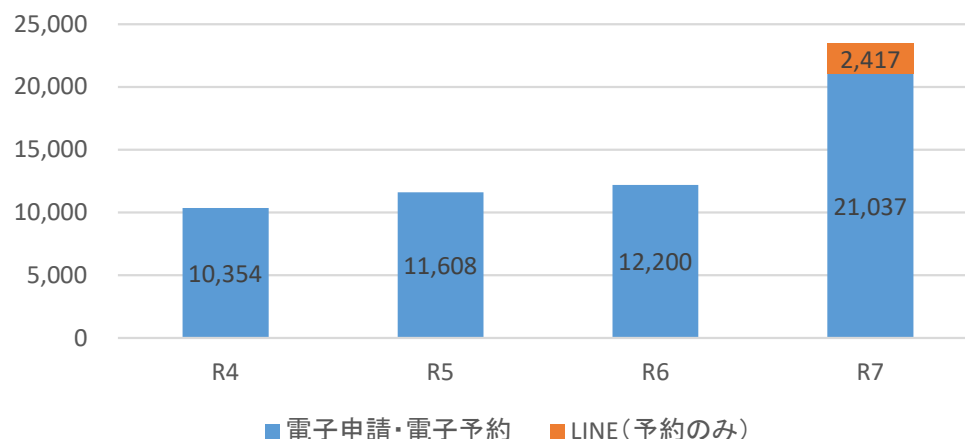
電子申請サービスによるオンライン手続きの対象を拡大していることに加え、コンビニエンスストア等での各種証明書の取得が可能となるなど、窓口に来庁することなく行政手続きを行える環境が充実してきています。

証明書交付件数の推移



※コンビニ交付はR6.3月から開始しています。
※コンビニ交付で取得可能な証明書交付総数です。

電子申請・電子予約件数



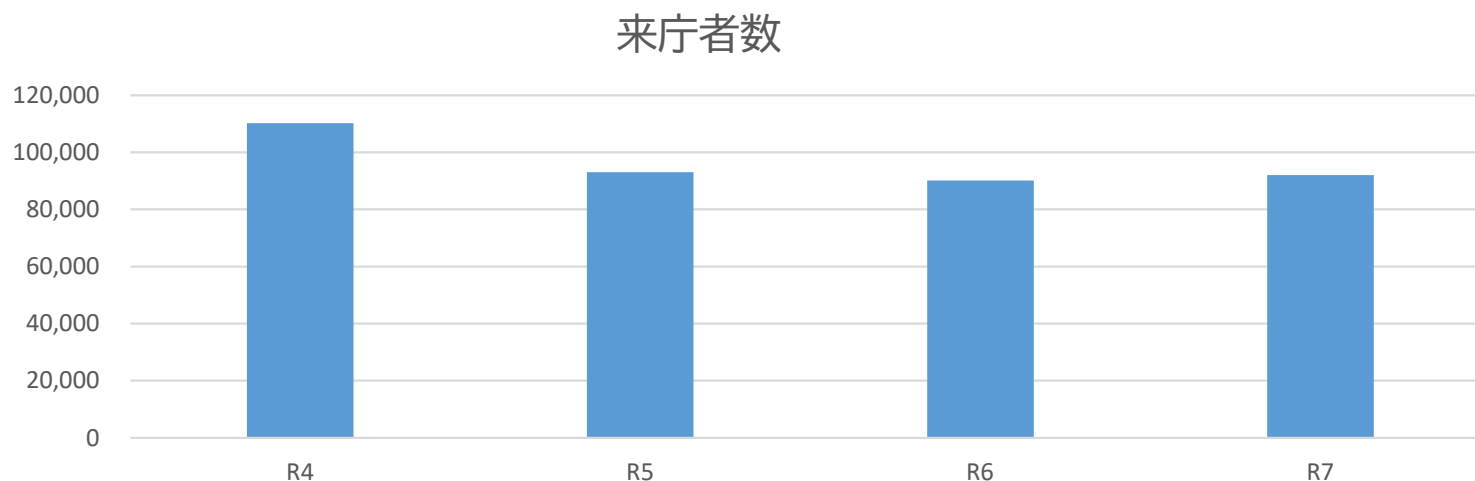
※電子申請・電子予約件数は、総務省が実施している「地方公共団体における行政手続等に係るオンライン利用状況の調査」に準じています。
※R7からスポーツ施設等のオンライン予約開始に伴い件数が増加しています。
※LINEからの予約はR7から開始しています。

3 来庁者分析

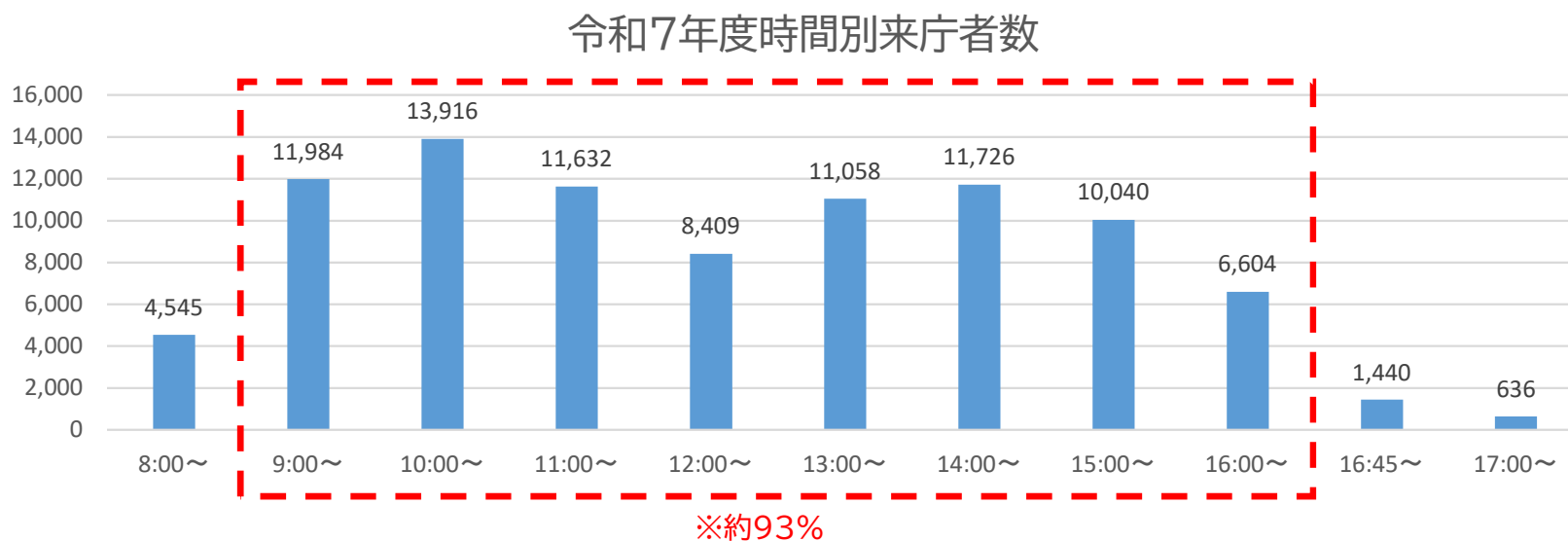
● 来庁者の推移

マイナンバーカードの普及拡大、コンビニ交付、電子申請の利用拡大などにより来庁者数は減少傾向にあります。

また、来庁者の約93%の方が9時から16時45分までに来庁しています。



※来庁者数は、番号発券機の日データを活用しています。



4 開庁時間見直し(案)

● 開庁時間について

来庁者の状況及び他自治体の動向を参考に、以下のとおり見直します。

【現在】 8時30分～17時15分

【見直し後】 9時00分～16時45分

● 開始時期

令和8年12月1日(火)～

【参考】来庁者アンケート結果

期 間:令和8年6月25日(木)から7月10日(金)

対 象:8時30分～9時00分、16時45分～17時15分の来庁者

回答数:226

「見直し後の開庁時間(9:00～16:45)に来庁することは可能ですか」という質問に対して、約80%の方は「見直し後も対応可能」※1と回答しています。

※1:可能、調整すれば可能、オンラインやコンビニ交付を利用するので問題ないと回答した方を含む

4 開庁時間見直し(案)

● 対象施設

市役所本庁舎・健康センター(はぴふる)

※子育て総合支援センター、栗野子育て支援センター、松原児童館、敦賀児童館の開庁時間は、9時00分～17時00分に変更します。

(子育て総合支援センター及び栗野子育て支援センターの土曜日の開庁時間は、9時00分～12時15分に変更します。)

● 庁舎への出入りについて

開庁時間に合わせて、庁舎の開錠・施錠を行います。

閉庁後に庁舎内に利用者がいる場合は、職員が誘導し時間外出入口から退出していただきます。

閉庁後に行う会議や個別相談についても、これまでどおり時間外出入口から入退室が可能です(職員が誘導します)。

● 電話対応について

8時30分～17時15分(現状と同様)

【時間外(休日含む)の電話対応】

自動音声案内となりますが、代表電話は警備でこれまでどおり対応します。

※自動音声案内の導入に合わせて、電話対応の品質の向上を目的として自動通話録音を実施します。

5 市民の利便性確保策

● 対応策

(1) 直接的影響:時間外(～9:00、16:45～)に来庁される方への影響

主たる対象者は、現役世代であることが想定されるため、電子申請(ぴったりサービス)の拡充で対応します。

・電子申請で住民票等の証明書などの申請を受付し、オンライン決済を導入

(2) 波及的影響:開庁時間内(9:00～16:45)の窓口混雑への影響

手続き数の多い「証明書発行業務」と「マイナンバーカード関連業務」に特化した施策を実施し、影響を緩和します。

・コンビニ交付を推進(広報を強化)

・マイナンバーカード受取等の業務を郵便局へ委託

※開庁時間の見直し後の状況や他市の事例を参考とし、必要な施策を実施します。

6 他自治体の状況

● 福井県内の自治体の状況

南越前町が令和8年10月1日から9:00～16:30に見直し予定

● 周辺の自治体の状況

滋賀県では、既に多くの自治体で開庁時間の見直しが実施されています。

	大津市	長浜市	米原市	高島市
実施年月	R2.4～	R7.1～	R7.10～	R7.10～
開庁時間	8:30～17:15 ↓ 9:00～17:00	8:30～17:15 ↓ 9:00～16:45	8:30～17:15 ↓ 9:00～16:45	8:30～17:15 ↓ 9:00～17:00

※上記は一例です。滋賀県では既に12自治体で見直し済み、3自治体がR8年度中の見直し予定となっています。(R8.6月調査時点)

【参考】短縮後の開庁時間(全国事例)

開始時刻	件数	割合(%)
8:30	21	11.9
8:40	1	0.6
8:45	25	14.2
9:00	127	72.2
9:15	1	0.6
10:00	1	0.6

終了時刻	件数	割合(%)
16:00	32	18.2
16:30	70	39.8
16:45	12	6.8
17:00	54	30.7
17:15	8	4.5

<出典> ぎょうせいオンライン(全国179事例の調査結果)

7 今後の予定

● スケジュール

開庁時間の見直しにあたっては、市民等の皆さんに混乱が生じないように、円滑な移行に万全を期するため、周知期間を設定します。

	令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月
周知期間						
開庁時間 変更						

● 周知方法

円滑な移行に万全を期するため、多様な方法を用いて周知を図ります。

■ホームページ ■公式LINE ■広報つるが(10、11、12月号)
■RCN・FMラジオ ■ポスター等の掲示 など